地域ケア会議（高齢者対象）のイメージ図

別紙３

政策提案

地域包括ケアの推進に必要な制度やシステムを提案する

○町会・自治会
○民生児童委員
○医療関係機関
○介護事業者
○ケアマネジャー
○社会福祉協議会
○ボランティア団体
○シルバー人材センター
○警察・消防
○不動産事業者　など

地域づくり

地域課題の発見、ネットワークの構築、地域包括ケアを担う地域の人材を発掘する

○町会・自治会
○民生児童委員
○医療関係機関
○介護事業者
○ケアマネジャー
○社会福祉協議会
○ボランティア団体など

個別課題

個別のケースを多職種により検討し、解決を図る

○必要に応じた関係者

会議の機能

地域ケア会議

中野区地域包括ケア推進会議

〔全区を所管　年３回程度〕

地域包括ケアの推進に向けた区の全体の課題を捉え、情報共有、連携強化、必要となる制度やしくみ等を検討、立案する。

検討部会

ア　在宅医療介護連携部会
イ 生活支援・介護予防・就労・健康づくり部会
ウ 認知症等対策部会
エ 住まい・住まい方部会

すこやか地域ケア会議

日常生活圏域＝すこやか福祉センター圏域を所管
〔３か月に１回程度〕

困難事例を具体的に検討することを通じて、課題を浮き彫りにするとともに、地域団体と専門職との連携、ネットワークの構築、地域資源（人材）の開発など、地域力の向上に向けた検討を行う。

地域包括ケアの土台を充実させるための会議

地域支えあいネットワーク会議

日常区民活動圏域（区民活動センター圏域）〔15か所〕ごとの実施。

地域の見守り支えあいに関する団体の活動状況の共有や意見交換を行う。

支援なし

アウトリーチチーム

支援を必要とする人の発見、把握はされているが対応できずにいた人などへ対応

検討会議につなぐ。場合によっては開催を依頼する。検討会議に出席。

個別ケース検討会議

いろいろな主体が主催
地域包括支援センター
病院ソーシャルワーカー
初期集中支援チーム　他

何らかの解決すべき課題のある個別ケースについて、多職種の関係者が集まり利用者のアセスメント（情報収集、分析、課題把握）を行い、支援策を検討する。

困難ケース調整後介護保険が必要な場合は引き継ぐ

介護保険利用あり

サービス担当者会議

ケアマネジャーが主催

サービス提供者、当事者出席契約を前提とした調整
ニーズに応じたケアプランとサービス内容の確認・調整